

京都市告示第 4 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市ふるさと納税寄付金及び企業版ふるさと納税に係る公金の収納事務を委託します。

令和 3 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社 トラストバンク 代表取締役 川村憲一	東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	東京都渋谷区桜丘町 22-14 N. E. S. ビル N 棟 2 階
株式会社 JTBふるさと開発事業部 事業部長 松村 尚	大阪府大阪市中央区南本町 2-6-12

(行財政局総務部総務課)